

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十五年四月四日

岡山県知事 石井正弘

## 一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 （仮称）ディオ岡山北店  
所在地 岡山市津高八九八―一ほか
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名  
名称 大黒天物産株式会社  
住所 倉敷市堀南七〇四番地の五  
代表者の氏名 代表取締役 大賀 昭司
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名  
名称 大黒天物産株式会社  
住所 倉敷市堀南七〇四番地の五  
代表者の氏名 代表取締役 大賀 昭司
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成十五年十二月一日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
千八百七十六平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 百二十五台
  - (2) 駐輪場の収容台数 二十四台
  - (3) 荷さばき施設の面積 47・48平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 82・5立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前〇時
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午後十二時
  - (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前〇時から午後十二時
  - (4) 駐車場の自動車の出入口の数 二箇所
  - (5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前五時から午後七時

## 二 届出年月日

平成十五年三月三十一日

## 三 縦覧の期間及び場所

- 1 縦覧の期間  
平成十五年四月四日から平成十五年八月四日まで
- 2 縦覧の場所  
岡山県商工労働部経営支援課、岡山地方振興局総務振興部総務振興課及び岡山市役所